平成２３年（フ）第２９０２号
福岡県筑紫野市原田３丁目10番地７　メゾンド・Ｕ原田101号
債務者　月成　久則
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９０３号
福岡県筑紫野市原田３丁目10番地７　メゾンド・Ｕ原田101号
債務者　月成　貞子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９６７号
福岡市早良区早良１―１―60さわら老健センター内
債務者　内場　直男
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９８１号
福岡県筑紫野市針摺西１丁目４番43―105号
債務者　松浦　良司
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵762―３―102号
債務者　田中　耕市
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３号
福岡市中央区大手門１丁目３番17―1407号
債務者　千葉　宗敏
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７２号
福岡市中央区舞鶴３丁目２番４号福岡舞鶴ビル６階田中里美法律事務所、住民票上の住所大阪市西区江之子島１丁目１番９―618号
債務者　瀬藤　真里
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９０号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸１丁目89番地ルナパーク306号
債務者　上野ゆかり（旧姓綟川）
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２３号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1283番地川子団地３棟204号
債務者　福島由紀子
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３９号
福岡市西区下山門１丁目24番８―403号
債務者　曽我　祐輔
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４７号
福岡県朝倉郡筑前町原地蔵2159番地13
債務者　真鍋　良枝
1　決定年月日時　平成24年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４９号
福岡県朝倉郡筑前町当所299番地９
債務者　中島　柳美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５０号
福岡県朝倉郡筑前町当所299番地９
債務者　坂井　　舞
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５９号
福岡県福津市津屋崎７丁目３番12号
債務者　宮田　　清
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６０号
福岡県福津市津屋崎７丁目３番12号
債務者　宮田　千穂
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６１号
福岡県福津市津屋崎７丁目３番12号
債務者　磯崎　幸子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８２号
福岡市中央区舞鶴１丁目９番３―1101号
債務者　平島　直美（旧姓芹田）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９３号
福岡県糟屋郡志免町別府１丁目10番１号コーポフジノ２―10
債務者　西上　京子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部